

様式第48（第69条関係）

託送供給約款変更届出書

2026年3月13日

北海道経済産業局長
浦田 秀行 殿

住 所 旭川市4条通16丁目左6号
氏 名 旭川ガス株式会社
代表取締役社長 高沼 克広

ガス事業法第48条第6項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので
届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙のとおり。
実 施 期 日	2026年4月1日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添 付 書 類

- I 変更を必要とする理由
- II 託送供給約款新旧対照表
- III 料金に関する説明書

ガス事業託送供給約款料金算定規則

- | | |
|-------------|----------------------|
| ・様式第1第1表 | ガス需要計画 |
| ・様式第1第2表 | 設備投資計画 |
| ・様式第2第1表 | 営業費等算定総括表 |
| ・様式第3第1表 | 事業報酬算定総括表 |
| ・様式第4第1表 | 控除項目算定総括表 |
| ・様式第5第1表 | 原価等整理表 |
| ・様式第5第2表 | 機能別原価整理表 |
| ・様式第5第2表 補足 | 原価等の項目別の機能別原価への配分率表 |
| ・様式第6第1表 | 託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表 |
| ・様式第8第2表 | 総括原価方式による料金引下げ原資等整理表 |

I 変更を必要とする理由

託送収支計算書様式第3第2表において、超過利潤累積額が一定水準額を超過したため、託送供給料金を見直し、引き下げを行う。

(参考) 平均単価および改定率

	平均単価 (円/m ³)	改定率 (%)
変更後	60.40	△3.64%
変更前	62.68	

II 託送供給約款新旧対照表

旧	新	概要
<p>I. 基本事項</p> <p>(省略)</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>(省略)</p> <p>(47) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。<u>この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</u></p> <p><u>(48) 消費税率</u> <u>消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この約款においては10パーセントといたします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>9. 託送供給の可否の検討及び通知</p> <p>(1) 当社は、8の受入検討の申込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申込み受付日から<u>3か月以内</u>に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を付します。</p> <p>(2) 当社は、8の供給検討の申込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申込み受付日から<u>3か月以内</u>に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申込みに係る払出の引き受けが不可能な場合には、その理由を付します。</p> <p>(省略)</p> <p>10. 契約の申込み及び成立</p> <p>ー 基本契約の申込みの場合 ー</p> <p>(1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の<u>3か月前</u>の日までに、基本契約の申込みをしていただきます。</p>	<p>I. 基本事項</p> <p>(省略)</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>(省略)</p> <p>(47) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p>9. 託送供給の可否の検討及び通知</p> <p>(1) 当社は、8の受入検討の申込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申込み受付日から<u>90日以内</u>に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には、計量方法に関する事項、負担いただく金額の概算を、受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を付します。</p> <p>(2) 当社は、8の供給検討の申込みがあった場合には4の引受条件についても確認したうえで、その検討結果を原則として申込み受付日から<u>90日以内</u>に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、検討申込みに係る払出の引き受けが不可能な場合には、その理由を付します。</p> <p>(省略)</p> <p>10. 契約の申込み及び成立</p> <p>ー 基本契約の申込みの場合 ー</p> <p>(1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の<u>90日前</u>の日までに、基本契約の申込みをしていただきます。</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

旧	新	摘要
<p>(2) 基本契約の申込みに際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に基本契約の申込みをしていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日(以下「託送供給開始日」といいます。)に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(11)に基づきお知らせいたします。</p> <p>①「供給者切替え」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日の前日から起算して15日前まで <p>②「供給者切替え」以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日まで <p>なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29(7)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(6) 個別契約の申込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として6か月以内に行っていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>－ 託送供給料金(2部料金)での個別契約の申込みの場合 －</p> <p>(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(17)に基づきお知らせいたします。</p> <p>①「供給者切替え」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで <p>②「供給者切替え」以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日まで 	<p>(2) 基本契約の申込みに際し、8の受入検討の必要がある場合は、(1)の内容に加え、9(1)により当社が通知した供給条件に従い、9(1)による検討結果の通知後、原則として180日以内に基本契約の申込みをしていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日(以下「託送供給開始日」といいます。)に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(11)に基づきお知らせいたします。</p> <p>①「供給者切替え」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日の前日から起算して15日前まで <p>②「供給者切替え」以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日まで <p>なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29(7)または29(13)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(6) 個別契約の申込みは、9(2)による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>－ 託送供給料金(2部料金)での個別契約の申込みの場合 －</p> <p>(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(17)に基づきお知らせいたします。</p> <p>①「供給者切替え」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで <p>②「供給者切替え」以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日まで 	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(17)に基づきお知らせいたします。</p> <p>①「供給者切替え」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで <p>②「供給者切替え」以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日まで 	<p>(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10(17)に基づきお知らせいたします。</p> <p>①「供給者切替え」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで <p>②「供給者切替え」以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給開始日まで 	<p>変更</p>

旧	新	摘要
<p>なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別 契約の終了申込みが、<u>29 (13) に定める日</u>までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(14) 個別契約の申込みは、9 (2) による検討結果の通知後、原則として<u>6か月以内</u>に行っていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>Ⅲ. 料金等の算定</p> <p>14. 検針</p> <p>－ 受入地点の検針 －</p> <p>(省略)</p> <p>(5) ガスメーターの取替又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める算定方法によりガス量を<u>確定するものとします</u>。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。</p> <p>(省略)</p> <p>17. 託送供給料金の算定</p> <p>－ 託送供給料金の算定方法 －</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 託送供給料金に含まれる消費税等相当額は、次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。</p> $\text{消費税等相当額} = \text{託送供給料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$ <p>－ 料金算定期間及び日割計算 －</p> <p><u>(8)</u> 当社は、<u>(9) (10)</u> の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として料金を算定いたします。</p>	<p>なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、<u>29 (7) または 29 (13) に定める日</u>までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。</p> <p>(14) 個別契約の申込みは、9 (2) による検討結果の通知後、原則として<u>1.8.0月以内</u>に行っていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>Ⅲ. 料金等の算定</p> <p>14. 検針</p> <p>－ 受入地点の検針 －</p> <p>(省略)</p> <p>(5) ガスメーターの取替又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める算定方法によりガス量を<u>算定します</u>。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。</p> <p>(省略)</p> <p>17. 託送供給料金の算定</p> <p>－ 託送供給料金の算定方法 －</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 託送供給料金に含まれる消費税等相当額は、次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。</p> $\text{消費税等相当額} = \text{託送供給料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$ <p>－ 料金算定期間及び日割計算 －</p> <p><u>(7)</u> 当社は、<u>(8) (9)</u> の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として料金を算定いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p>

旧	新	摘要
<p><u>(9)</u> 当社は、3部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p>	<p><u>(8)</u> 当社は、3部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p>	変更
<p><u>(10)</u> 当社は、2部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p>	<p><u>(9)</u> 当社は、2部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。</p>	変更
<p><u>(11)</u> 当社は、<u>(9) ①及び②の規定又は (10) ①から③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算（1）」によります。</u></p>	<p><u>(10)</u> 当社は、<u>(8) ①及び②の規定又は (9) ①から③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算（1）」によります。</u></p>	変更
<p><u>(12)</u> 当社は、<u>(9) ③の規定又は (10) ④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算（2）」によります。</u></p>	<p><u>(11)</u> 当社は、<u>(8) ③の規定又は (9) ④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算（2）」によります。</u></p>	変更
<p><u>(13)</u> 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。</p>	<p><u>(12)</u> 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。</p>	変更
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	
<p>21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強（、更新等）する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。<u>ただし、ガスメーター本体費用及び通信設備の本体費用等は当社が負担します。</u> また、内管工事、本支管・整流器の新設・入取替工事については、別途、「36 内管工事に伴う費用の負担」、「37 本支管及び整流器の新設・入取替に伴う費用の負担」に定めるものといたします。</p> <p>(省略)</p>	<p>21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強（、更新等）する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。<u>ただし、ガスメーター本体費用及び当社が指定する設備は当社が負担します。</u> また、内管工事、本支管・整流器の新設・入取替工事については、別途、「36 内管工事に伴う費用の負担」、「37 本支管及び整流器の新設・入取替に伴う費用の負担」に定めるものといたします。</p> <p>(省略)</p>	変更
<p>V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等</p> <p>29. 託送供給契約の継続、変更及び終了</p> <p>— 基本契約の場合 —</p> <p>(省略)</p>	<p>V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等</p> <p>29. 託送供給契約の継続、変更及び終了</p> <p>— 基本契約の場合 —</p> <p>(省略)</p>	

旧	新	摘要
<p>(省略)</p> <p>(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に<u>申し込み</u>、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力が0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に<u>申し込み</u>、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力が0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。</p>	変更
<p>(省略)</p> <p>(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に<u>申し込み</u>、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に<u>申込み</u>、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。</p>	変更
<p>(省略)</p> <p>36. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>－ 供給施設の所有区分と工事費 －</p>	<p>(省略)</p> <p>36. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>－ 供給施設の所有区分と工事費 －</p>	
<p>(省略)</p> <p>(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、<u>上記①</u>に定める方法により算定した見積単価（ただし、<u>下記②</u>に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費、休日工事費及び冬期工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、<u>①</u>に定める方法により算定した見積単価（ただし、<u>②</u>に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費、休日工事費及び冬期工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。</p>	変更
<p>(省略)</p> <p>VII. 保安等</p> <p>39. 供給施設の保安責任</p>	<p>(省略)</p> <p>VII. 保安等</p> <p>39. 供給施設の保安責任</p>	
<p>(省略)</p> <p>(4) 需要家等が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を<u>受けられたとき</u>は、当社は賠償の責任を負いません。</p>	<p>(省略)</p> <p>(4) 需要家等が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を<u>受けたとき</u>は、当社は賠償の責任を負いません。</p>	変更

旧	新	摘要
<p>(省略)</p> <p>付 則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、令和2年2月1日から実施いたします。</p> <p>2. この約款の実施に伴う切り替え措置</p> <p>当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日以降この約款が適用される料金について、令和元年10月31日までに支払義務が発生するものについては、この約款の変更前の託送供給約款に基づき料金を算定するものといたします。</p> <p>3. 定期修理時等における取り扱い</p> <p>(省略)</p> <p>4. 約款等の閲覧場所</p> <p>(省略)</p> <p>5. 乖離率に係る暫定的措置</p> <p>(省略)</p> <p>別 表</p> <p>(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域)</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 当社は、(1) 及び(2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられたときは、その損害賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>付 則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>この約款は、令和8年4月1日から実施いたします。</p> <p>2. 定期修理時等における取り扱い</p> <p>(省略)</p> <p>3. 約款等の閲覧場所</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>別 表</p> <p>(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域)</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 当社は、(1) 及び(2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられたときは、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(省略)</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p>

旧	新	摘要																																
<p>[2部料金]</p> <p>(省略)</p> <p>2. 料金表A <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="152 598 763 646"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>495.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="152 703 763 751"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>92.29円</td> </tr> </table> <p>3. 料金表B <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="152 874 763 922"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>869.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="152 949 763 997"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>73.59円</td> </tr> </table> <p>4. 料金表C <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="152 1098 763 1145"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>1,529.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="152 1173 763 1220"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>66.99円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表D <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="152 1321 763 1369"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>6,204.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="152 1396 763 1444"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>57.64円</td> </tr> </table>	1か月及び1個別契約につき	495.00円	1立方メートルにつき	92.29円	1か月及び1個別契約につき	869.00円	1立方メートルにつき	73.59円	1か月及び1個別契約につき	1,529.00円	1立方メートルにつき	66.99円	1か月及び1個別契約につき	6,204.00円	1立方メートルにつき	57.64円	<p>[2部料金]</p> <p>(省略)</p> <p>2. 料金表A</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1086 598 1697 646"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>495.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1086 703 1697 751"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>88.86円</td> </tr> </table> <p>3. 料金表B</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1086 874 1697 922"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>869.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1086 949 1697 997"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>70.16円</td> </tr> </table> <p>4. 料金表C</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1086 1098 1697 1145"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>1,529.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1086 1173 1697 1220"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>63.56円</td> </tr> </table> <p>5. 料金表D</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1086 1321 1697 1369"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td>6,204.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1086 1396 1697 1444"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>54.21円</td> </tr> </table>	1か月及び1個別契約につき	495.00円	1立方メートルにつき	88.86円	1か月及び1個別契約につき	869.00円	1立方メートルにつき	70.16円	1か月及び1個別契約につき	1,529.00円	1立方メートルにつき	63.56円	1か月及び1個別契約につき	6,204.00円	1立方メートルにつき	54.21円	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1か月及び1個別契約につき	495.00円																																	
1立方メートルにつき	92.29円																																	
1か月及び1個別契約につき	869.00円																																	
1立方メートルにつき	73.59円																																	
1か月及び1個別契約につき	1,529.00円																																	
1立方メートルにつき	66.99円																																	
1か月及び1個別契約につき	6,204.00円																																	
1立方メートルにつき	57.64円																																	
1か月及び1個別契約につき	495.00円																																	
1立方メートルにつき	88.86円																																	
1か月及び1個別契約につき	869.00円																																	
1立方メートルにつき	70.16円																																	
1か月及び1個別契約につき	1,529.00円																																	
1立方メートルにつき	63.56円																																	
1か月及び1個別契約につき	6,204.00円																																	
1立方メートルにつき	54.21円																																	

旧	新	摘要																																				
<p>6. 料金表E <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: right;">16,764.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">14.14円</td> </tr> </table> <p>[3部料金]</p> <p>8. 料金表F <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: right;">114,675.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">946.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">5.06円</td> </tr> </table> <p>9. 料金表G <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: right;">32,175.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">946.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">10.56円</td> </tr> </table> <p>3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <p>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 <u>(消費税等相当額を含みます)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">3.96円</td> </tr> </table>	1か月及び1個別契約につき	16,764.00円	1立方メートルにつき	14.14円	1か月及び1個別契約につき	114,675.00円	1立方メートルにつき	946.00円	1立方メートルにつき	5.06円	1か月及び1個別契約につき	32,175.00円	1立方メートルにつき	946.00円	1立方メートルにつき	10.56円	1立方メートルにつき	3.96円	<p>6. 料金表E</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: right;">16,764.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">41.01円</td> </tr> </table> <p>[3部料金]</p> <p>8. 料金表F</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: right;">114,675.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">946.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">5.06円</td> </tr> </table> <p>9. 料金表G</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: right;">32,175.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">946.00円</td> </tr> </table> <p>(3) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">10.56円</td> </tr> </table> <p>3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。</p> <p>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">3.96円</td> </tr> </table>	1か月及び1個別契約につき	16,764.00円	1立方メートルにつき	41.01円	1か月及び1個別契約につき	114,675.00円	1立方メートルにつき	946.00円	1立方メートルにつき	5.06円	1か月及び1個別契約につき	32,175.00円	1立方メートルにつき	946.00円	1立方メートルにつき	10.56円	1立方メートルにつき	3.96円	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1か月及び1個別契約につき	16,764.00円																																					
1立方メートルにつき	14.14円																																					
1か月及び1個別契約につき	114,675.00円																																					
1立方メートルにつき	946.00円																																					
1立方メートルにつき	5.06円																																					
1か月及び1個別契約につき	32,175.00円																																					
1立方メートルにつき	946.00円																																					
1立方メートルにつき	10.56円																																					
1立方メートルにつき	3.96円																																					
1か月及び1個別契約につき	16,764.00円																																					
1立方メートルにつき	41.01円																																					
1か月及び1個別契約につき	114,675.00円																																					
1立方メートルにつき	946.00円																																					
1立方メートルにつき	5.06円																																					
1か月及び1個別契約につき	32,175.00円																																					
1立方メートルにつき	946.00円																																					
1立方メートルにつき	10.56円																																					
1立方メートルにつき	3.96円																																					

Ⅲ 料金に関する説明書

様式第1 (第3条関係)

第1表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m³)

	2024年度 実績	2025年度 見込み	2026年度	2027年度	2028年度	原価算定期間 計	備考
需 要 量	11,855	12,315	12,575	14,255	14,515	41,345	

様式第1（第3条関係）

第2表

設 備 投 資 計 画

(単位：百万円)

	2024年度 実績	2025年度 見込み	2026年度	2027年度	2028年度	原価算定期間 計	備 考
土地							
建物		1					
供 給 設 備	ガスホルダー						
	その他機械装置		5	9	3	12	
	主要導管						
	本支管 (主要導管を除く)	186	266	614	213	220	1,047
	供給管	25	33	27	27	27	81
	その他	2	2	2	1		3
計	213	306	652	244	247	1,143	
業務設備							
合計	213	307	652	244	247	1,143	
工事負担金等 (合計の内訳)	1	2					

様式第2（第4条及び第5条関係）

第1表

営 業 費 等 算 定 総 括 表

（原算定期間：2026年4月～2029年3月）

（単位：千円）

項目・科目	金額	備考
労務費	役員給与	1,902
	給料	148,524
	雑給	98,577
	賞与手当	48,977
	法定福利費	32,652
	厚生福利費	11,043
	退職手当	4,911
計	346,586	
諸経費	修繕費	142,402
	電力料	4,554
	使用ガス費	2,946
	水道料	276
	消耗品費	91,323
	運賃	24
	旅費交通費	900
	通信費	21,204
	保険料	5,426
	貸借料	26,795
	委託作業費	177,375
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税(法人税割)を除く)	123,084
	試験研究費	0
	教育費	576
	需要開発費	33,186
	たな卸減耗費	0
	固定資産除却費	132,550
	貸倒償却	0
	雑費	< 207> 寄付金に係る費用 <1,583> 団体費に係る費用 7,426
需給調整費	0	
バイオガス調達費	0	
需要調査・開拓費	0	
事業者間精算費	217,457	
計	987,504	
減価償却費	963,987	
営業外費用	0	
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る)	8,502	
合計	2,306,579	

様式第3 (第6条関係)

第1表

事業報酬算定総括表

(原算定期間：2026年4月～2029年3月)

(単位：千円)

		金額	備考
レート ベース	固定資産投資額	6,709,856	
	運転資本	162,078	
	計	6,871,934	
事業報酬率		2.97 %	
事業報酬額		204,096	

様式第4（第7条関係）

第1表

控 除 項 目 算 定 総 括 表

（原算定期間：2026年4月～2029年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	13,563	
事業者間精算収益	0	
合計	13,563	

様式第5（第8条から第12条まで関係）

第1表

原 価 等 整 理 表

（単位：千円）

項 目		供給販売費	一般管理費	その他項目	合 計
労務費	役員給与		1,902	-	1,902
	給料	148,524	0	-	148,524
	雑給	98,577	0	-	98,577
	賞与手当	48,977	0	-	48,977
	法定福利費	32,652	0	-	32,652
	厚生福利費	11,043	0	-	11,043
	退職手当	3,106	1,805	-	4,911
計	342,879	3,707	-	346,586	
営業費 諸経費	修繕費	142,402	0	-	142,402
	電力料	4,554	0	-	4,554
	使用ガス費	2,946	0	-	2,946
	水道料	276	0	-	276
	消耗品費	91,323	0	-	91,323
	運賃	24	0	-	24
	旅費交通費	900	0	-	900
	通信費	21,204	0	-	21,204
	保険料	5,426	0	-	5,426
	賃借料	26,795	0	-	26,795
	委託作業費	177,375	0	-	177,375
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税 (法人税割)を除く)	90,058	33,026	-	123,084
	試験研究費	0	0	-	0
	教育費	576	0	-	576
	需要開発費	33,186	0	-	33,186
	たな卸減耗費	0	0	-	0
	固定資産除却費	132,550	0	-	132,550
	貸倒償却	0	0	-	0
	雑費	7,426	0	-	7,426
	需給調整費	0	0	-	0
	バイオガス調達費	0	0	-	0
需要調査・開拓費	0	0	-	0	
事業者間精算費	217,457	0	-	217,457	
計	954,478	33,026	-	987,504	
減価償却費	963,987	0	-	963,987	
営業外費用	-	-	-	0	
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る)	-	-	8,502	8,502	
事業報酬額	-	-	204,096	204,096	
小計(A)	2,261,344	36,733	212,598	2,510,675	
控除項目	営業雑益	-	-	0	0
	雑収入	-	-	13,563	13,563
	事業者間精算収益	-	-	0	0
	計(B)	-	-	13,563	13,563
合計(原価等)(C) = (A) - (B)	2,261,344	36,733	199,035	2,497,112	

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		15,283
供給需要原価	高圧導管原価	0
	中圧導管原価	134,308
	中圧A導管原価	0
	中圧B導管原価	134,308
	低圧導管原価	1,401,391
	計	1,535,699
需要家原価	供給管原価	373,980
	メーター原価	143,236
	検針原価	119,707
	内管保安原価	89,691
	計	726,614
託送供給特定原価		219,516
合計（原価等）		2,497,112

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

機能別原価項目	項目	供給販売費			一般管理費			その他費用					
		労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・ 地方法人 税・住民税	控除項目		
											営業雑益	雑収入	事業者間精 算収益
ホルダー原価		2.00	0.60	0.20	0.60	0.60		0.20	0.20		0.60		
供給 需要 原価	高圧導管原価												
	中圧導管原価	4.10	2.10	8.00	4.90	5.40		10.30	10.30		4.60		
	中圧A導管原価												
	中圧B導管原価	4.10	2.10	8.00	4.90	5.40		10.30	10.30		4.60		
	低圧導管原価	49.30	33.50	75.40	53.90	56.10		80.50	80.50		59.80		
	計	53.40	35.60	83.40	58.80	61.50		90.80	90.80		64.40		
需要 家 原価	供給管原価	14.90	15.40	16.00	15.60	15.00		8.70	8.70		11.60		
	メーター原価	7.20	12.00	0.30	6.20	5.70		0.20	0.20		5.90		
	検針原価	10.20	8.80		5.40	4.80					5.00		
	内管保安原価	12.30	4.80	0.10	4.10	3.60		0.10	0.10		3.70		
	託送供給特定原価		22.80		9.30	8.80					8.80		
	計	44.60	63.80	16.40	40.60	37.90		9.00	9.00		35.00		
	合計(原価等)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		100.00	100.00		100.00		

様式第6（第14条関係）

第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等（a） （千円）	想定需要量（b） （千㎡）	平均単価（a／b） （円／㎡）	想定料金収入 （千円）
2,497,112	41,345	60.40	2,496,929

様式第8（第18条及び第19条関係）

第2表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原資算定期間：2026年4月～2029年3月）

（単位：千円）

	金額
届出託送供給約款料金原価等 （財務体質強化原資）	2,497,112 ()
託送供給約款の変更前料金収入	2,591,510
託送供給約款料金引下げ原資	94,398
需要量（千 m^3 ）	41,345